

個人情報の取扱い①

Q1 個人情報保護法の改正で
当社も個人情報の管理を
厳格に行う必要はあるの?



A 一般企業でも、個人情報データベース等を事業の用に供している「個人情報取扱事業者」に該当すれば、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報の管理を厳格に行う必要があります。

現 行の個人情報保護法上、個人情報の管理については厳格な規定が設けられています。

具体的には利用目的の特定(15条)、利用目的による制限(16条)、適正な取得(17条)、取得に際しての利用目的の通知等(18条)、データ内容の正確性の確保(19条)、安全管理措置(20条)、従業者の監督(21条)、委託先の監督(22条)、第

三者提供の制限(23条)、保有個人データに関する事項の公表等(24条)など様々な規定があります。
● 改正で範囲が拡張
これは個人情報データベース等を事業の用に供している「個人情報取扱事業者」に適用され、一般企業でも「個人情報取扱事業者」に該当すれば前述の規定に基づき個人情報の管理を厳格に行う必要があります。

個人情報の取扱い②

Q2 ウチのような中小企業も
個人情報の管理が必要
なら何を?



A 改正個人情報保護法により、これまで「個人情報取扱事業者」から除外されていた中小企業も個人情報の管理を厳格に行う必要があります。安全管理措置を講ずること等が求められます。

現 行の個人情報保護法上、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報の数によって特定される個人情報の合計が、過去6ヵ月以内のいずれの日においても5000を超えない者は「個人情報取扱事業者」から除外されています。

したがって、中小企業のようにそれほど多く多くの個人情報を扱わない企業は「個人情報取扱事業者」から除外されています。

「個人情報取扱事業者」から除外されていた中小企業も個人情報の管理を厳格に行う必要があります。

● 改正で除外規定が撤廃

しかし、改正個人情報保護法においては、このような除外規定が撤廃されており、これまで「個人情報取扱事業者」から除外されていた中小企業も個人情報の管理を厳格に行う必要があります。

そして、今後、中小企業が行うべき重要な措置として、個人情報の管理につき安全管理措置を講ずること、従業員や委託先に対する適切な監督を行うこと、データ内容の正確性の確保等を行うこと等が挙げられます。

個人情報の取扱い③

Q3 企業も厳格な個人情報の
基本方針や取扱規程を
整備する必要はあるの?



A マイナンバー制度の導入により、ほとんどの企業や団体は個人番号(個人情報)を取り扱うことになり、合わせて多くの企業や団体が個人情報の基本方針や取扱規程を整備する必要があります。

平 成27年10月5日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が施行され、いよいよマイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー制度の実施に伴って個人に割り振られる個人番号も個人情報に当たることから、番号法は個人情報保護法の特例を定めた法律であるといえます。

● 多くの企業で整備が必要

マイナンバー制度の導入によって、今後、ほとんどの企業や団体は個人番号(個人情報)の取得が必要となります。

番号法上、個人番号を含む情報の取扱い・管理を行う企業や団体には、厳格な基本方針の策定や取扱規程の策定が要求されます。ただし、一部の中小規模事業者については緩和措置があります(Q5にて詳述する)。

そのため、基本的に今後は多くの企業や団体が個人情報の基本方針や取扱規程を整備する必要があります。金融機関でも取引先に対してアドバイスを行うことが求められます。

個人番号の取扱い①

Q4 いつ提出する資料から
個人番号の記載が
必要になるの?



A 平成28年1月以降に提出する、社会保険関連の書類や税務関連の書類に従業員や取引先の個人番号を記載する必要があります。これに伴い、各種書類の書式が切り替わります。

マ イナンバー制度の開始により、金融機関を含む企業や団体は、平成28年1月以降に提出する、社会保険関連の書類や給与所得の源泉徴収票等の税務関連の書類に、従業員や取引先の個人番号を記載する必要があります。

各種手続書類や届出書類に個人番号の記載が求められるのは、従来煩雑だった各種行政手続きを合理化し、個人々の社会

生活の効率化を図るとともに、社会保障や税の分野において公正化を図ることが目的とされています。

● 書類の書式が変更

これに伴い、平成28年1月以降、各種書類は、個人番号記載欄が設けられた新書式へと切り替えられる予定です。

具体的にとどのような帳票に個人番号の記載が必要となるのかは、社会保障、国税、地方税等の関係省令によって定められます。例えば、社会保障に関する届出書については厚生労働省のホームページで、国税に関する帳票については国税庁のホームページです。公表されています。